

○国家公安委員会告示第四十二号

古物営業法施行規則（平成七年国家公安委員会規則第十号）第十五条第三項第五号二の規定に基づき、次に掲げる書類を指定し、古物営業法施行規則の一部を改正する規則（平成三十年国家公安委員会規則第号）の施行の日（平成三十年十月二十四日）から適用する。

平成三十年九月十四日

国家公安委員会委員長 小此木八郎

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号

）第七条第一項に規定する通知カード